

## 物品の購入に係る入札説明書

この入札説明書は、物品の購入及び製造請負について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

### 1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり（全有機体炭素計一式購入）

### 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「計測測定機械器具」又は「理化学機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、様式第 3 号による質疑書を令和 7 年 12 月 9 日（火）午後 4 時までに提出し、説明を求めることができる。質疑書の提出方法は、持参、郵送又は電子メール（宛先：kanki@pref.shizuoka.lg.jp）による。

ただし、入札後仕様書について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。

(3) 入札参加者又はその代理人は、様式第1号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 品名、規格、数量、単価及び金額

ウ 入札年月日

エ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

オ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）

カ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、様式第2号による委任状を持参させなければならない。

(4) 入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年12月18日開札〔全有機体炭素計 一式 購入〕の入札書在中」と記載しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の経費を含めるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札の日時及び開札の場所は、別記3のとおり。

(9) 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所で行う。

(10) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(11) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

(12) 郵送又は電送による入札は認めない。

(13) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

#### 4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除する。契約保証金は要。ただし過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行している実績を有する者は免除する。

#### 5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 競争入札の場合において公告等にした競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書

(3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札

(4) 供給物品名に重大な誤りのある入札書による入札

(5) 所定の日時、場所に提出しない入札

- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

## 6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

## 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 8 契約条項

別添契約書（案）のとおり

## 9 競争入札参加者に求められる義務

- (1) 本入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、別紙「一般競争入札に係る提出資料一覧」に記載の様式及び添付資料を別記2の期日までに提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。  
なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (2) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から調達物品の内容について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。  
なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。

## 10 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年12月12日（金）までに通知する。

## 11 その他の必要な事項

本件調達に関しての照会先は別記4のとおりとする。

## 別 記

### 1 競争入札に付する事項

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| (1)調達物品名及び納入数量    | 全有機体炭素計一式                   |
| (2)調達物品の規格、品質、性能等 | 仕様書による。                     |
| (3)調達物品に関わる条件等    | 仕様書による。                     |
| (4)納入期限           | 令和8年3月31日(火)                |
| (5)納入場所           | 静岡県環境衛生科学研究所 3階 303 ICP-MS室 |

### 2 提出資料の提出期限、提出場所

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| (1)提出期限 | 令和7年12月9日(火)午後4時まで     |
| (2)提出場所 | 郵便番号 〒426-0083         |
|         | 所在地 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1   |
|         | 機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課 |
|         | 電話番号 054-625-9121      |
- ただし、受付時間は閉庁日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

#### (3)提出書類

- (ア)一般競争入札に係る提出資料一覧(別紙)
- (イ)入札参加資格確認申請書(別紙様式1号)
- (ウ)応札機器仕様書(別紙様式2号)
- (エ)納入確約書(別紙様式3号)及びメーカー発行「出荷引き受け証明書」又はメーカー発行の代理店証明書
- (オ)静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において『計測測定機械器具』又は『理化学機械器具』の営業種目について競争入札参加資格を有することを証した書類
- (カ)過去2年間に官公庁(公社、公団を含む)との契約実績についての申告書(任意様式)又は誓約書(別紙様式4号)

### 3 開札の日時及び場所

- |     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| 日 時 | 令和7年12月18日(木)午前10時                     |
| 場 所 | 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1<br>静岡県環境衛生科学研究所 4階会議室 |

### 4 本件調達に関する照会先

- |      |                    |
|------|--------------------|
| 郵便番号 | 〒426-0083          |
| 所在地  | 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1   |
| 機関名  | 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課 |
| 電話番号 | 054-625-9121       |

入 札 書（第 回）

入札金額

| 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |

（税抜き）

品 名 全有機体炭素計 一式

上記により、静岡県財務規則及び物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書を承諾の上、入札いたします。

令和 7 年 12 月 18 日

住 所

商号又は名称  
氏 名  
代 理 人  
氏 名

印  
  
印

静岡県環境衛生科学研究所長 様

# 委 任 状

私は、  
(代理人氏名)

代理人の印

を代理人と定め、下記事項を

以下の件に関する処理する一切の権限を委任します。

## 記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所における

全有機体炭素計 一式 購入 の入札について

委任期日 令和 7 年 12 月 18 日

令和 7 年 12 月 18 日

住所

商号又は名称

氏 名

印

様式第 3 号

## 質 疑 書

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

業 者 名 印

物品調達名 全有機体炭素計 一式

| 表 題 | 仕様書等<br>ページ数 | 質 疑 事 項 |
|-----|--------------|---------|
|     |              |         |

※ 質問はできるだけ簡潔に記載すること。

※ 質問ひとつにつき、上記様式ひとつを使用すること。

別紙

一般競争入札に係る提出資料一覧  
(全有機体炭素計一式購入)

| 番号 | 提出書類の名称                                                                                     | 提出部数 | check |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|
| 1  | 入札参加資格確認申請書（別紙様式1号）                                                                         | 1    |       |
| 2  | 応札機器仕様書（別紙様式2号）<br>※仕様書に示す基準品以外の製品で入札に参加を希望する場合には、カタログ等参考資料を持参の上、環境衛生科学研究所の了解を得ること。         | 1    |       |
| 3  | 納入確約書（別紙様式3号）及び<br>メーカー発行「出荷引き受け証明書」又は、メーカー発行の代理店証明書                                        | 1    |       |
| 4  | 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売り払いに係る競争入札参加資格において『計測測定機械機器』又は『理化学機械機器』の営業種目について競争入札参加資格を有することを証した書類 | 1    |       |
| 5  | 過去2年間中に官公庁（公社、公団を含む）との契約実績について申告書（任意様式）<br>※無い場合は、誓約書（別紙様式4号）を提出し、これに従うこと                   | 1    |       |

上記のとおり提出します。

令和7年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 入札参加資格確認申請書

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

下記の調達物品に係る入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと、入札説明書 2(2)から(3)までのすべてに該当する者であること、入札説明書(4)から(6)までのいずれにも該当する者でないこと及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1 公 告 日 令和 7 年 12 月 2 日

2 調達物品名 全有機体炭素計 一式

## 応 札 機 器 仕 様 書

1 応札物品名

全有機体炭素計 一式

2 機器の構成

(1) メーカー名

(2) 規格・品質等

【構成内訳】

応札機器は上記のとおりとします。

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

入札参加者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

【注意事項】

※ 参考機種以外の製品で入札に参加しようとする場合には、カタログ等資料を持参の上、環境衛生科学研究所の承認を得ること。

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 納 入 確 約 書

今般貴県において、公告されました下記入札物件につきまして、契約の節は納期に遅延することなく納入することを約束いたします。

### 記

#### 1 対象物品及び数量

全有機体炭素計 一式

#### 2 納入期限

令和8年3月31日（火）

以上

## 誓約書

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで提出した入札参加確認申請書添付の提出資料一覧のうち、次の資料は、現在、該当の実績がありません。ついては、下記誓約事項を遵守して、入札に参加し、落札した場合もこれに従います。

記

| 番号 | 誓約事項                                                |
|----|-----------------------------------------------------|
| 5  | 落札した時は、契約日までに契約保証金(契約金額の10/100以上)を払い込み、業務を誠実に履行します。 |

## 物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書

昭和54年 3 月 15 日 用 第75号  
出納事務局長 通達

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入契約及び製造請負契約について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 知事が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価格が額面と異なるときは、発行価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第5条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第6条 入札書は、様式第1号により作成し、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名の通知（以下「指名通知」という。）に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

(入札辞退)

第7条 指名通知を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、別紙様式により理由を記入した「入札辞退届」を指名通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が2人に満たない場合には、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、物品の製造の請負（印刷物の請負を含む。）の契約を締結しようとする場合において、特に必要と認められてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第11条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。
- 3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱へ投函すること。

(再度入札の入札保証金)

第14条 前条の規定により、再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第16条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第17条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、様式第2号により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失なう。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、様式第3号に掲げる事項を記載した請書を徴する。  
この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。  
ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県条例第18号）に定める契約については、議会の議決があったときに当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第20条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、その者の同意を得て契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、第3条第1項各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項に掲げる担保の価値は、第3条第2項に定める額とする。

(異議の申立)

第22条 入札した者は、入札後、この心得書、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第23条 この規定は、随意契約について準用する。

附則 この心得は、昭和54年3月15日から施行する。

附則 この心得は、昭和57年7月1日から施行する。

附則 この心得は、平成元年7月15日から施行する。

附則 この心得は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成11年12月1日から施行する。

附則 この心得は、平成12年12月1日から施行する。

附則 この心得は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成15年10月1日から施行する。

附則 この心得は、平成16年7月1日から施行する。

附則 この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成21年1月5日から施行する。

附則

- 1 この心得は、平成21年4月1日から施行する。ただし、様式第3号（その3）の改正（第7条第2項の改正を除く）、様式第3号（その4）を削る改正、様式第3号（その5）の改正（第10条第2項の改正を除く）、様式第4号の改正、様式第4号（その2）、様式第4号（その3）、様式第4号（その4）を加える改正は、平成21年5月1日から施行する。

- 2 平成21年4月1日から様式第3号（その4）を削る改正の施行の日の前までの間、同様式第8条第2項中「年3.7パーセント」とあるのは「年3.6パーセント」と

読み替えるものとする。

附則 この心得は、平成22年 4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成23年 4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成23年 9月1日から施行する。

附則 この心得は、平成25年 4月1日から適用する。

附則 この心得は、平成26年 4月1日から施行する。

附則 この心得は、令和3年11月1日から施行する。

附則 この心得は、令和7年 4月1日から施行する。

# 物 品 売 買 契 約 書

物品の売買について、静岡県環境衛生科学研究所（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の要領）

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量

| 品 名     | 種類、形状、規格等 | 数量 |
|---------|-----------|----|
| 全有機体炭素計 | 別添仕様書のとおり | 一式 |

（2）売 買 代 金 円（うち消費税及び地方消費税 円）

（3）納 入 期 限 令和8年3月31日

（4）納 入 場 所 静岡県環境衛生科学研究所 3階 303 ICP-MS室

（5）契約保証金 過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行している実績を有する者は免除する。

（納入期限の延長）

第2条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

（検査及び引渡し新时期）

第4条 甲は、乙が物品の納入をした日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

（危険負担）

第5条 前条第5項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

（追完請求権）

第6条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の

引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(代金の支払時期)

第7条 甲は、第4条第5項の引渡しを受けた後、売買代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

第8条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

- 2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

- 3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

(解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。
- (2) 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。
- (3) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第12条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1  
静岡県環境衛生科学研究所  
所 長 横井 志伸

(乙)

全有機体炭素計

仕 様 書

令和 7 年度

静 岡 県

# 目 次

|         |   |
|---------|---|
| 第1章 目 的 | 1 |
|---------|---|

## 第2章 一般事項

|          |   |
|----------|---|
| 1 契約の範囲  | 1 |
| 2 仕様書の解釈 | 1 |
| 3 提出図書   | 1 |
| 4 教育研修   | 1 |
| 5 費用弁償   | 1 |
| 6 保証     | 1 |
| 7 保守点検   | 1 |
| 8 サポート体制 | 1 |
| 9 納入場所   | 1 |
| 10 納入期限  | 2 |

## 第3章 装置仕様

|          |   |
|----------|---|
| 1 機器構成   | 2 |
| 2 各機器の仕様 | 2 |

## 第4章 装置の搬入等及び据付

|        |   |
|--------|---|
| 1 作業範囲 | 2 |
|--------|---|

## 第5章 検査

|        |   |
|--------|---|
| 1 工場検査 | 3 |
| 2 現地検査 | 3 |
| 3 立会検査 | 3 |
| 4 検収   | 3 |

## 第1章 目的

本仕様書は、静岡県（以下「県」という。）が購入する全有機体炭素計について、その購入仕様を定めるものである。

## 第2章 一般事項

## 1 契約の範囲

契約の範囲には、本仕様に基づく機器の設計、製作、運搬、据付、調整に関する一切を含むものとする。

## 2 仕様書の解釈

(1) 基本的事項以外の充足

本仕様書は、基本的事項を記載したものであり、記載の無い事項であっても、運用上当然具備しなければならない事項及び社会通念上必要とされる事項についても全て充足するものとする。

## (2) 疑義事項等の協議

本仕様書に明示されていない事項又は記載事項の疑義については、その都度、県と協議するものとし、本事業の施行を請け負った事業者（以下「受注者」という。）の独断により実施をしないものとする。万が一、県と協議せずに、一方的に解釈し、不都合を生じた場合は、受注者の負担において、これを改めるものとする。

### 3 提出図書

- |                   |     |    |
|-------------------|-----|----|
| (1) 取扱説明書         | 納入時 | 2部 |
| (2) 工場検査及び現地検査報告書 | 納入時 | 1部 |

## 4 教育研修

受注者は、静岡県環境衛生科学研究所職員に対して機器操作、保守点検等に必要な技術指導を行うものとする。また、技術指導に必要なマニュアル類は受注者が用意すること。

## 5 費用弁償

受注者は、機器納入に関連して受注者が第三者に与えた危害の補償、物品の修理、弁償等に要する経費を負担するものとする。

## 6 保証

納入から 1 年間に正常な管理のもとに起こった故障等については、受注者の負担により速やかに修復すること。

## 7 保守点検

受注者は機器の正常な機能を維持するため、迅速に保守点検できる体制を整えること。

## 8 サポート体制

本測定機器において、トラブルが発生した場合やメンテナンスが必要となった場合には、受注者は迅速に対応できるサポート体制を整えること。

## 9 納入場所

静岡県環境衛生科学研究所

静岡県藤枝市谷稲葉 232 番地の 1 3 階 303 ICP-MS 室

## 10 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日 (火)

## 第 3 章 装置仕様

### 1 機器構成

本装置は、次に示す機器等により構成するものとする。

- (1) 全有機体炭素計本体
- (2) オートサンプラ

### 2 各機器の仕様

#### (1) 全有機体炭素計本体

- ・測定方式は触媒燃焼酸化型NDIR検出方式であること。
- ・測定範囲は0～30000mg/Lであること。
- ・検出限界は4 $\mu$ g/L以下であること。
- ・自動希釈機能を有すること。
- ・繰り返し性はCV1.5%以内であること。
- ・測定時間は1分析あたり3分程度であること。
- ・キャリアガスとして純空気を使用できること。

#### (2) オートサンプラー

- ・24mLバイアルが使用できること。
- ・バイアル搭載可能本数は50以上であること。
- ・マグネチックスターラーが導入可能であること。

## 第 4 章 装置の搬入及び据付

### 1 作業範囲

本装置の据付に当たっては、機器の搬入、組立、配線接続及び据付時適格性評価等の本装置の正常稼働に必要な措置を講ずるとともに装置の耐震固定も併せて行うこと。

なお、搬入に際し使用した梱包材等は持ち帰ること。

## 第 5 章 検査

受注者は、以下の検査を行う又は受けるものとする。

### 1 工場検査

製作工場において機器の性能検査を行うものとする。

### 2 現地検査

受注者は、納入場所に機器を設置後、運転時適格性評価を行うものとする。なお、計測機器、試薬その他の必要なものは、受注者が準備すること。

### 3 立会検査

現地検査終了後、総合的な機能及び動作等について、静岡県環境衛生科学研究所職員による立会検査等を受けるものとする。

(1) 員数・外観検査

納入された機器の員数は、仕様通りであること。及び各機器の外観に有害な損傷等の異常がないこと。

(2) 動作確認

各装置の動作及び総合的動作が正常であること。

4 検収

検査の合格をもって検収とする。

【メーカー及び対象機種（基準品）】

|            |                                                                                                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メーカー及び対象機種 | 基準品<br>島津製作所<br>全有機体炭素計 TOC-L CSH オートサンプル付                                                                                             |
| 機器の構成      | 機器の性能                                                                                                                                  |
| 全有機体炭素計本体  | 測定方式は触媒燃焼酸化型NDIR検出方式である。測定範囲は0～30000mg/Lである。検出限界は4 $\mu$ g/L以下である。自動希釈機能を有する。繰り返し性はCV1.5%以内である。測定時間は1分分析あたり3分程度である。キャリアガスとして純空気を使用できる。 |
| オートサンプル    | 24mLバイアルが使用できる。バイアル搭載可能本数は50以上である。マグネチックスターラーが導入可能である。                                                                                 |
| 又はこれと同等のもの |                                                                                                                                        |

- ※1 応札機器については、別紙様式2号「応札機器仕様書」に機器の構成等必要事項を記載の上、令和7年12月9日（火）までに環境衛生科学研究所契約担当に提出すること。
- ※2 応札機器については、上記の対象機種（基準品）と同等又は同等以上の機能を有すること。
- ※3 基準品以外の同等品で入札に参加を希望する場合には、事前にカタログ等の参考資料を環境衛生科学研究所契約担当職員及び環境科学部担当職員に1部ずつ持参し、各々から同等品である旨の承認を得ること。